

(1) 中野市空家等対策協議会について

- I. 中野市空家等対策協議会について 本協議会の概要について説明。
- II. 中野市における空家等対策に関する状況について

Q 1. 所有者調査後に送る通知の内容は、所有者の意向を把握するような内容か。

↓

中野市空家等対策計画（素々案）  
P-8 図-7の⑥ 所有者等に対し、・空家等の現況 ・利活用を含めた適正管理に関する通知  
・今後の意向調査 を送付する。

P-16 判明した空家等の所有者等に対し、今後の空家等に関する活用等について調査します。

(2) (仮称) 中野市空家等対策計画の概要（案）について

- I. (仮称) 中野市空家等対策計画の策定の流れについて
- II. (仮称) 中野市空家等対策計画の概要（案）について

Q 2. 計画の対象について、主に戸建て住宅とあるが、事業をとおして居住が発生する場合もある。店舗、倉庫等も対象としてほしい。また、空き家バンクについても店舗併用住宅などを対象にできないか。

↓

中野市空家等対策計画（素々案）  
P-6 本計画で対象とする空家等の種類は、法第2条に規定する「空家等」のうち、空き住宅や空き店舗など、全ての空家等を対象とし、主に戸建ての住宅を中心に対応することとします。

P-9 中野市空き家バンク事業実施要綱に基づく空き家バンクへの登録を促すほか、更なる空き家バンクの活用を促すための施策について検討します。

Q 3. 空き家・空き地の売買に関する相談など、行政が能動的に手助けする内容としてほしい。

↓

中野市空家等対策計画（素々案）  
P-8 図-7の⑥ 通知に合わせて、意向調査を実施。

P-9 市は、活用が見込まれる空家等に関する相談について、空家等の所有者等の要望に応じた専門家とのマッチングを図ります。

P-16 判明した空家等の所有者等に対し、今後の空家等に関する活用等について調査します。

P-16 空家等に関する相談窓口を都市計画課内に設置することとし、同課職員が対応することとします。また、空家等に関する相談は、利活用、状態の改善など、多岐にわたることから、中野市空家等対策庁内検討委員会、中野市空家等対策協議会及び長野県空き家対策支援協議会等と連携し、各相談に応じた対応及び案内先について明確化することとします。

Q 4. 固定資産税の情報活用について計画の中で踏み込んでいくのか。

↓

中野市空家等対策計画（素々案）  
P-8 図-7 ⑤所有者等の特定  
登記状況、固定資産税課税状況、住民登録の調査、周辺住民への聞き取り等を基に特定

Q 5. 空家等に関する空き地の活用について、区での利用など産業活動のようなものを、計画の中に入れるのか。

↓

中野市空家等対策計画（素々案）  
P-9 空家等を地域で再活用している事例をまとめるとともに、多用途施設への活用に関する事例の紹介を行い、地域住民が空家等を利活用しやすい環境を整えます。

Q 6. 行政代執行に至るまでにかかる、期間はどのくらいになるのか。

↓

中野市空家等対策計画（素々案）  
中野市空家等対策計画（素々案）内には具体的な期間については記載しないが、指導または助言については経過をみて期限を設けるか検討すること、勧告以降については、期限を設けることを明記。（P-12 図-8）

Q 7. 田舎暮らしを考えて農家住宅を購入できても、隣接、周辺農地が購入できず、農業がやりたくてもできないといったこともある。空き家・空き地の活用の観点から、農業関係の係も庁内検討委員会に加えて、農地取得の下限撤廃等も検討してもらいたい。

↓

中野市空家等対策計画（素々案）  
P-9 その他、他県から「田舎暮らし」を求めて本市に移住を希望される方も考えられることから、農ある暮らしを目的とした移住定住などに対する空家等及び付随する農地の活用について、関係団体と連携して検討します。

(3) その他

(仮称) 中野市空家等対策計画の名称について、今後は(仮称)を除いて取り扱うことに決定した。

Q 8. 市の調査結果から、優先度A, Bなどとした空家等の事例ごとにどうすべきかを示したうえで議論を深めてはどうか。

↓

本委員会 議題2にて提示